

事業環境改善に向けた取組について (改訂2020) (概要)

1

KPIの見直し

これまでに、

- 1) 我が国の実情の正確な反映のための情報提供
- 2) デジタル化などによる制度改善
- 3) 評価手法の見直しの提案

を行ってきた。

しかし、制度改善の実現とその評価への反映、評価手法の見直しには時間を要することから、現行KPI（2020年に先進国3位）の達成は困難な状況。

また、世界経済のグローバル化の進展に伴い、新興国経済との競争も激化し、先進国のみの順位目標という意義が薄れている状況。

今般、KPIを改訂し、我が国の事業環境改善を更に加速・推進。

→ 新KPI:2030年にG20で1位を目指す

2

事業環境改善に向けた具体的取組

デジタル化などによる事業環境改善の取組を更に推進

①法人設立オンラインワンストップ

20年1月から開始※1。21年2月目途でハンコレス。

※1 : 20年1月～3月の実績：160件

②民事訴訟手続のIT化

早ければ23年度から非対面の口頭弁論期日の運用開始を目指す
25年度から、オンライン申立ての本格実施を目指す※2

※2 : 22年中の民事訴訟法改正が前提。

③不動産登記・取引のオンライン化・ペーパレス化

登記時に固定資産評価証明書を不要化する方策を検討
書面交付・対面・記名押印に関する今後の取組方針を検討

④港湾物流の円滑化

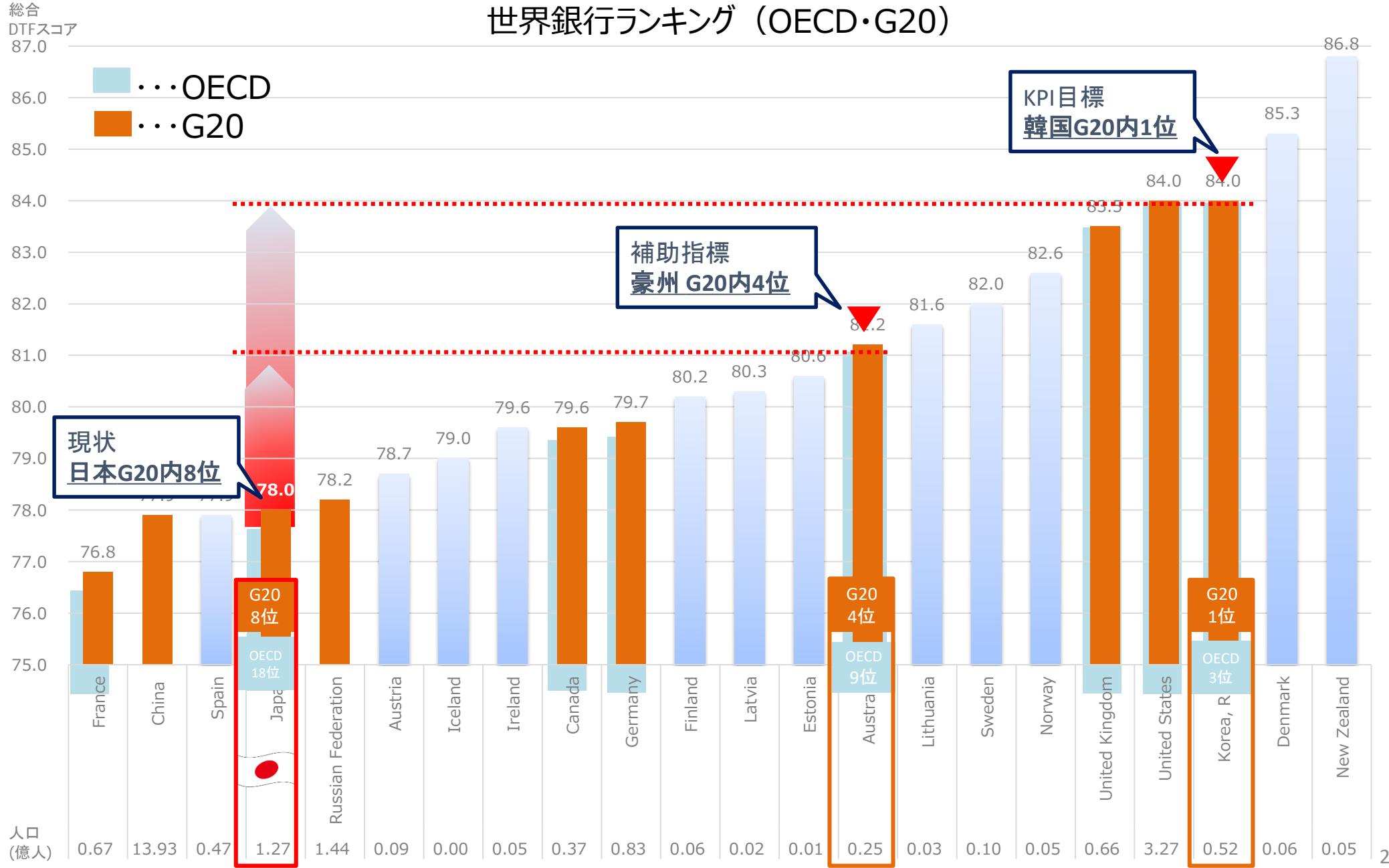
ヒトを支援するAIターミナル、港湾関連データ連携基盤の構築

⑤デジタルガバメント・規制改革

新KPI：2030年までにG20で1位を目指す。

(補助指標：2025年までにG20で4位)

世界銀行ランキング（OECD・G20）

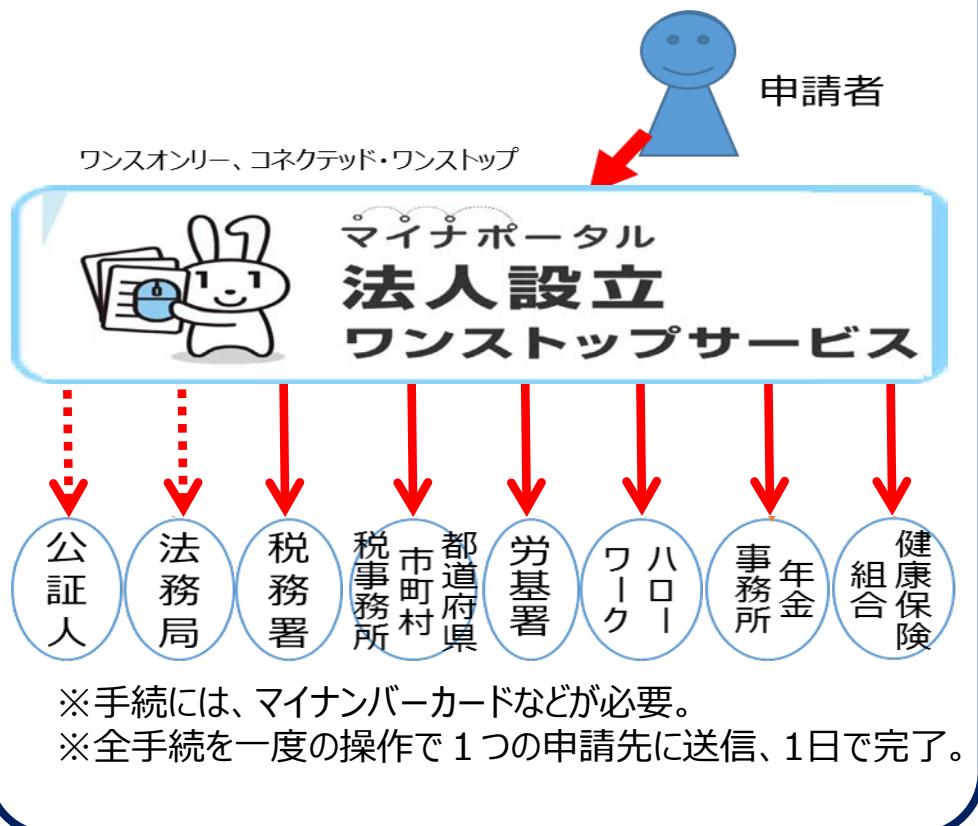


デジタル化による事業環境改善① 法人設立ワンストップサービス

○法人設立ワンストップサービスの**第一弾（登記後※1）を2020年1月20日**からサービス開始（**2020年1月～3月の実績：160件※2**）、**第二弾（全手続※3）を2021年2月目途**でサービス開始予定。※1：国税、地方税、年金、雇用保険などの手続きをワンストップ化 ※2：一度で複数の手続きができるため、手続受付件数は819件 ※3：定款認証や設立登記を追加

○法人設立登記時の印鑑届出の任意化に関する改正商業登記法を2021年2月目途で施行し、**デジタルネイティブ・ハンコレスの法人設立を可能**にする。

法人設立ワンストップサービス



印鑑届出の任意化

- ①印鑑のみ
- ②電子証明書のみ
- ③両方

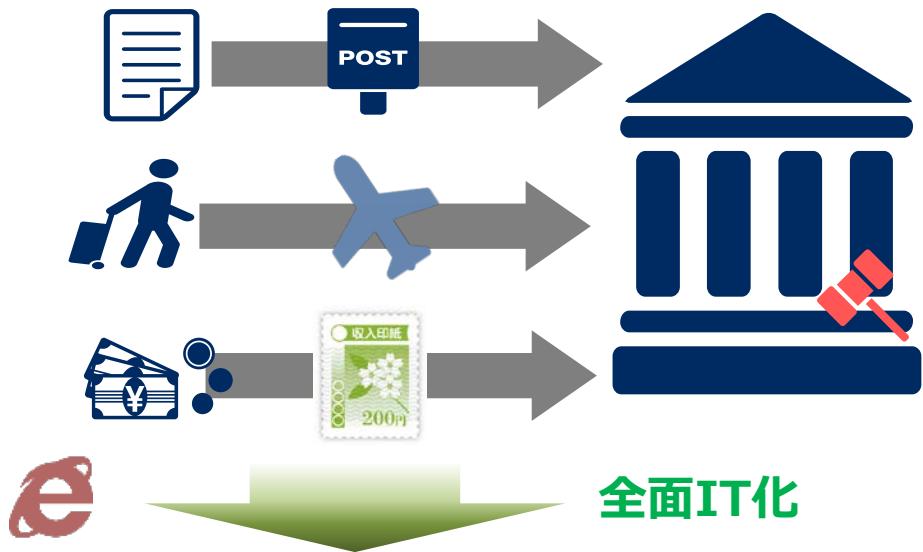


- ・紙の場合は、印鑑届出が必要。
 - ・印鑑届出のない、電子証明書のみのデジタルネイティブ・ハンコレスな法人設立が可能。
- ※電子証明書による電子署名は、押印と同等の法律効果（電子署名法）。
- ・印鑑証明書を発行する印鑑届出制度は継続。

デジタル化による事業環境改善② 民事訴訟手続のIT化

- 現行民訴法で、2020年度中に全国の地裁本庁（50庁）※でウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を開始し、2021年度から地裁支部（203庁）でも順次開始し、2021年度中に準備書面等の電子提出（一部の庁）の運用開始を目指す。※2020年2月から知財高裁と地裁8庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）で運用開始、2020年5月から地裁5庁（横浜、さいたま、千葉、京都、神戸）で運用開始予定
- 2022年中の民事訴訟法改正を前提に、早ければ2023年度から非対面での口頭弁論期日の運用開始、2025年度中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能とすることを目指す。

民事訴訟に関する裁判手続のIT化



- オンライン申立て（訴状の電子送達）
- 双方出頭不要の非対面での期日
- 判決・訴訟記録の電子化
- 手数料の電子納付



裁判手続のIT化の目指すスケジュール

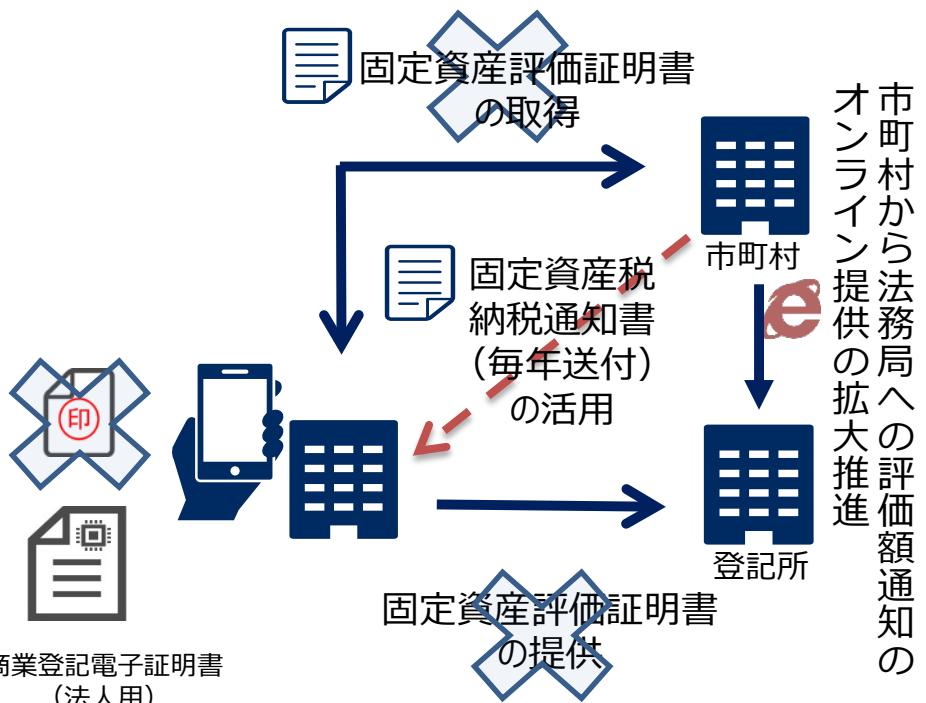
2020年度	地裁本庁（50庁）で非対面での争点整理の運用開始 家事事件手続、民事保全・執行・倒産等の民事非訟事件手続のIT化のスケジュールの検討
2021年度	地裁支部（203庁）で非対面での争点整理の運用開始（同年度から順次） 準備書面等の電子提出（一部の庁）の運用開始
2022年中	民事訴訟法等の改正に取り組む
2022年度	非対面での争点整理の運用拡大（遠隔地要件等の見直し）
2023年度	非対面での口頭弁論期日の運用開始（早ければ） (オンライン申立ての先行した運用開始（一部）を検討する)
2025年度	当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用の開始を可能とする

デジタル化による事業環境改善③ 不動産登記・取引のオンライン化・ペーパーレス化

○**不動産登記手続**において、①**固定資産評価証明書※の不要化**の方策の検討（申請者側：固定資産税納税通知書の活用、登記所側：市町村から法務局への評価額通知のオンライン提供の拡大推進）、②**法人の印鑑証明書の不要化**（法人の電子証明書の普及促進（商業登記電子証明書の手数料の見直しの検討））などで、**オンライン化を推進**。※登記時の登録免許税の納税額を計算するために使用。固定資産税納税通知書からも計算可能。

○不動産取引の安全確保を前提として、**売買のIT重説・賃貸の重要事項説明書等の電子化の社会実験を継続し、書面交付・対面・記名押印に関する今後の取組方針を検討**し、2020年度末までに、その進捗状況を検証。

不動産登記手続のオンライン化の推進 (固定資産評価証明書・印鑑証明書の不要化)



不動産取引のオンライン化 (社会実験)

	賃貸	売買
ITを活用した重要事項説明 (IT重説)	2017年10月から本格運用	社会実験実施中
重要事項説明書等の電子交付	実験ガイドラインを改定し、社会実験の継続	社会実験未実施 (賃貸の社会実験を踏まえつつ、売買の社会実験の実施等を検討)

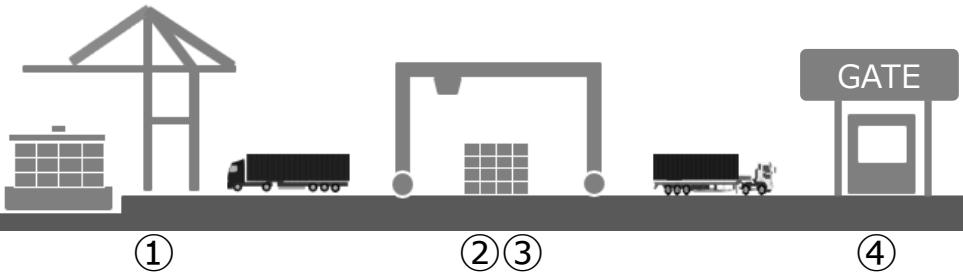
書面交付・対面・記名押印に関する今後の取組方針を検討し、2020年度末までにその進捗状況を検証。

デジタル化による事業環境改善④ 港湾物流の円滑化

○AIを活用して、港湾物流に関する業務の労働環境を改善するとともに、飛躍的な生産性向上を実現する。

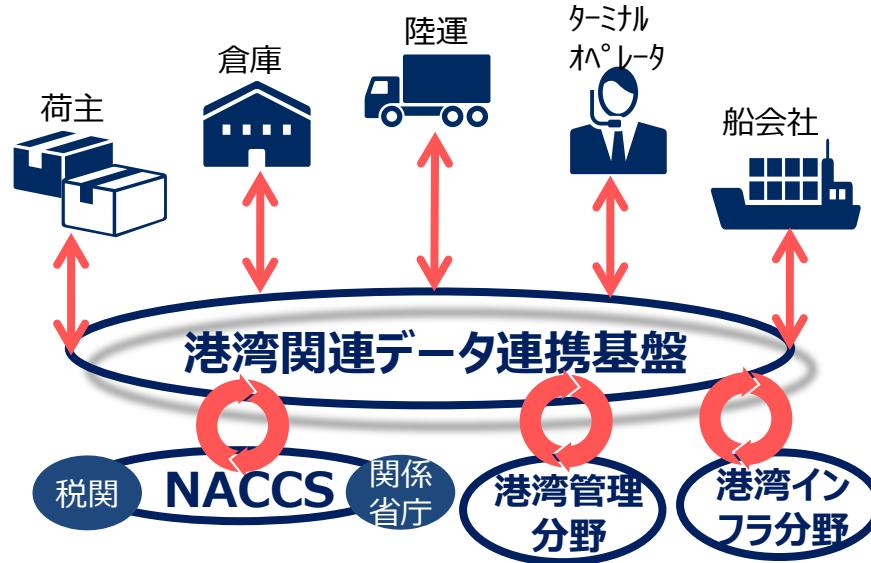
○港湾物流の円滑化を促進するためのプラットフォームとして「港湾関連データ連携基盤」を整備し、民間事業者間の貿易手続の電子化、港湾関連情報の電子化・連携を実現。

ヒトを支援するAIターミナル



- ①熟練技能をAI分析
 - ②RTG遠隔操作化・自働化
 - ③品目・荷主名・搬出入日時をAI分析、コンテナ蔵置場所、荷役機械配置・作業時期の最適化
 - ④CONPAS等によりゲート処理を迅速化、混雑緩和
- ・良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」を実現
 - ・コンテナ船の荷役時間の短縮
 - ・コンテナターミナルゲート前待機の緩和・解消

港湾関連データ連携基盤の構築



- ・民間事業者間の貿易手続を含む電子化
- ・NACCS等のシステムとデータ連携し、デジタル技術で効率化
- ・港湾管理分野、港湾インフラ分野への拡張

※RTG (Rubber Tired Gantry crane) は、タイヤ式門型クレーンのこと。
※CONPAS (Container Fast Pass) は、ICTを活用したゲート処理等の効率化やセキュリティの向上を目的としたシステム。

※NACCS (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System) は、税関その他関係行政機関に対する手続等をオンラインで一元的に処理するシステム。

デジタル化による事業環境改善⑤ デジタルガバメント・規制改革

- オンライン化、ワンストップ化など行政のデジタル化と規制改革を大きな方向で推進する。

デジタルガバメント

・デジタル3原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に即した「デジタルガバメント実行計画」及び「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な実施により、地方を含めた行政のデジタル化、民間におけるデジタル技術の活用促進などを一層加速化とともに、国民一人一人のニーズに合った2030年の行政サービスの実現に向けて、デジタル時代の行政を支える基盤整備として、特に、政府情報システムのクラウド化や共用化、調達・契約方法の見直しなどを推進する。

規制改革

・国・地方自治体を通じたデジタルガバメントの実現による行政手続コストの削減を図る観点から、オンライン利用率の向上を推進するとともに、デジタル化を推進する上でボトルネックとなる規制・制度の改革を行う。

